

水土里ネットみやぎ 中・長期計画

平成 25 年 6 月

【2013. 06. 27】

宮城県土地改良事業団体連合会



目 次

はじめに	1
第1. 土地連の現状	2
1. 財 政	2
2. 職員数の変遷	3
3. 会 員	4
第2. 土地連における課題	5
1. 財政見通し	5
2. 職員の確保	6
3. 会 員	6
第3. 中・長期的計画	7
1. 土地連業務の展開方向	7
2. 組織体制・人材育成	11
第4. 進行管理	19

はじめに

東日本大震災から早2年が過ぎようとしている中、被災地では復旧・復興に向けた取組が着実に進んでいる。本会としては被災直後から国、県と連携を図りながら、会員市町村・土地改良区の支援と被災農地及び農業用施設の早期復旧に向け、全力で取り組んで来た。

今年度は、県、市町村の復興計画に基づいた本格的な復旧・復興を進める復興元年であり、本会のこれまでに蓄積された技術力と組織の総合力を発揮して、被災地域の復興に向けての支援に最大限の取り組みを実施している。

本会並びに土地改良区組織は、県民に対して安全で安心な食料の安定供給を支える上で欠くことの出来ない汎用水田の整備をはじめ、農業水利施設の整備や保守管理等を通じて、活力ある農村地域づくりに向け、農業者や地域の理解と協力のもと各種事業の推進を図っているところである。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は厳しく、農業従事者の高齢化、担い手不足など国内の諸課題に加え、TPPなど「例外なき関税の撤廃」に代表される世界経済の自由市場化は、我が国の農業分野に壊滅的な打撃を与えると予想され、これまで続いている農業農村整備事業予算の縮小と相まって、我が国の豊かな農業・農村の衰退が懸念されている。

このような中、今回の大震災は本県農業の生産基盤に大きな未曾有の被害を及ぼし、特に津波被害を受けた地域に於いては、早期の営農再開に向けた農地の塩害対策や排水機場、用排水路等農業用施設の復旧・復興が急務となっている。幸いにも新政権においては、農業生産基盤の整備は重要であるという認識に立ち返り、農業農村整備事業予算の回復の兆しが窺えることから、引き続きの予算確保について大いに期待しているところである。

本会は、こうした諸情勢の変化等様々な課題に適切に対応し、県民理解の醸成に努めながら積極的な推進活動を継続的に展開するため、ここに本会の活動に関する中・長期計画を策定する。

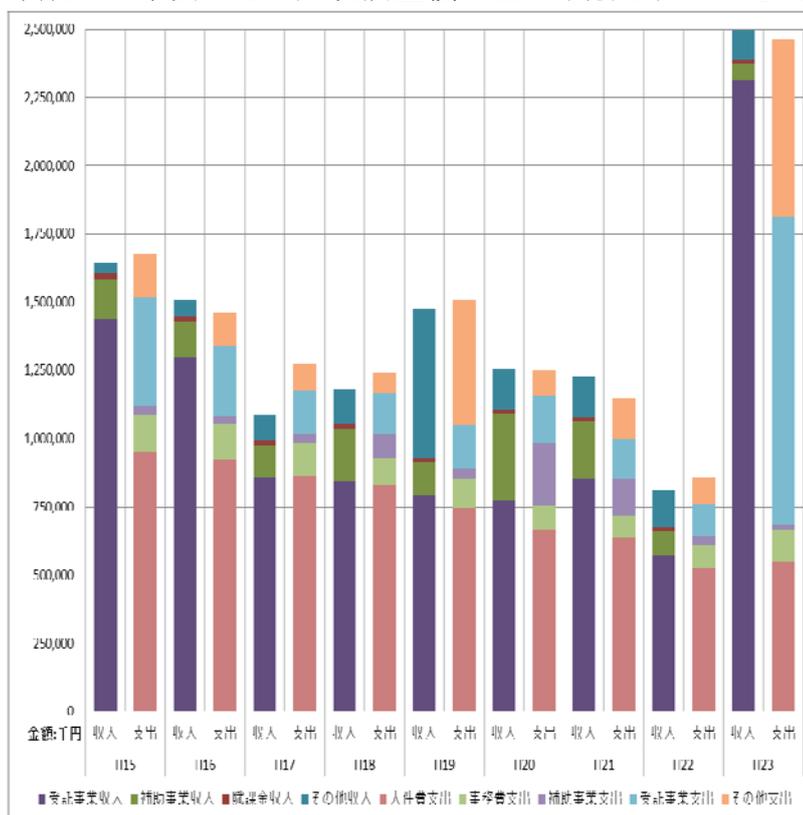
第1. 土地連の現状

本会は、会員市町村・土地改良区等が行う農業農村整備事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進するために土地改良法に基づき、昭和33年8月設立されたものである。

近年は農業・農村を巡る情勢が大きく変化する中、農業農村整備事業予算の縮小に伴い、組織のスリム化を図ってきたところであるが、昨年度の大震災による調査測量設計、査定設計書作成、災害査定対応等に対しては、他県土地連約2,000日・延べ人数2,400人の応援をいただきながら、本会組織の技術力を最大限に発揮し、全査定を完了させた。本年度からの実施設計書作成、施工管理、換地集積業務等々においては、人員不足ながら本会OB、県OB、土地改良区OBの応援により、会員等の要請に応えられる業務対応を行っているところである。

1. 財政

本会の財政は、国・県の農業農村整備事業予算が年々縮小傾向にあり、平成22年度(810百万円)の収入決算額については、ピークだった平成8年度(3,683百万円)と比べると22.0%まで落ち込んでいる。また、本会運営の要となっている受託事業収入についてみると、収入決算額がピークだった平成8年度(3,378百万円)には91.7%のウェイトを占めていたが平成22年度(571百万円)は平成8年度比16.9%まで落ち込み、そのウェイトも平成22年度比70.5%となっている。こうした状況の中、平成15年度からは単年度の収支決算がマイナス決算となっており、さらに平成18年度からは財政調整積立金の取崩を行っている。



※ 通過金除く

2. 職員数の変遷

本会の職員数は、昭和52年度以降増加し、平成10年度に118人（職員112人嘱託6人）がピークで、農業農村整備事業予算が減少傾向に転じた平成11年度以降は本会の運営も年々厳しくなる中、新規学卒者の採用を中止してきた。

本来、組織運営の安定的な体制確保の観点から、計画的に採用すべきところ、諸般の事情により平成17年度に1名を採用し、その後採用計画に基づき平成22年度新規採用を計画したものの、平成22年の政権交代で農業農村整備事業予算が大幅に削減されたことから、計画的な採用を見送った経緯がある。

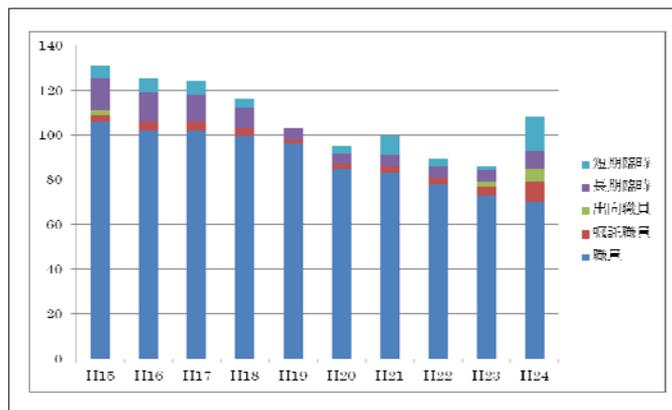
また、平成19年度に実施した早期退職者優遇制度や、平成20年度から実施中の勸奨制度の導入により、平成24年12月1日現在の職員は、79人（職員70人、嘱託9人）となっている。この間、職員の平均年齢も38歳から47.4歳と上昇している状況にある。

また、1年間継続的に雇用している臨時事務職員も、平成11年度の31人がピークで、以後年々減少し、ここ数年は各部署1人の計5人体制で対応してきたが、平成24年度は災害等の対応もあり3人増の計8人になっている。

本会としては、大震災の復旧・復興に関する膨大な事業量が存在する中で、会員からの要望に応えるためその災害現場（仙台東・南三陸）に推進室を新設した。

このため、本会職員はじめ本会OB、県OB、土地改良区OB並びに他県土連職員や県内土地改良区の職員の派遣を受け、平成25年1月4日現在の職員は108人（職員70人、嘱託職員9人、出向職員6人、長期臨時職員8人、短期臨時職員15人）で会員からの要請に応じている。

【過去10年間における職員数の推移は下表のとおり】



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
職員	106	102	102	100	96	85	83	78	73	70
嘱託職員	3	4	4	3	2	2	3	3	4	9
出向職員	2	0	0	0	0	0	0	0	2	6
長期臨時	14	13	12	9	5	5	5	5	5	8
短期臨時	6	6	6	4	0	3	9	3	2	15
計	131	125	124	116	103	95	100	89	86	108
	△5	△6	△1	△8	△13	△8	5	△11	△3	22

3. 会 員

本会の会員は、設立当初200を超えていたが、平成16年に定められた「市町村の合併の特例等に関する法律」を受け、市町村の自主的な合併推進が図られ、平成15年度の71市町村が平成22年度には35市町村となっており、本会の市町村会員も70（塩竈市を除く）から33（塩竈市、女川町を除く）と半減している。

土地改良区会員については、我が国の農業・農村が厳しい状況に直面している中、農業水利施設の維持管理の中心的役割を担っているが、零細・小規模で財政基盤が脆弱化しているところもあり、地域からの要請に的確に対応できる公共性の高い団体に相応しい規模・運営体制が求められている。

このため、本県では平成2年度より「土地改良統合整備基本計画」を定め、以後5年ごとに計画を見直しながら、土地改良区の統合を積極的に推進し、維持管理経費など経常経費の抑制を図り、運営基盤の強化に成果を上げてきたところであり、平成20年度には県内初の1万haの土地改良区が誕生している。

平成2年度には112あった土地改良区が、平成22年度には56土地改良区とちょうど半数となっている。

【市町村会員数の推移】

計画年次	H 2	H 7	H12	H 17	H 24
	(第1次)	(第2次)	(第3次)	(第4次)	(現在)
市町村数	70	70	70	43	33

【土地改良区数の推移】

計画年次	H 2	H 7	H12	H 17	H 24
	(第1次)	(第2次)	(第3次)	(第4次)	(現在)
土地改良区数	112	95	75	64	56

現会員数：89団体（平成24年12月現在）

{ 内 訳＝市町村33団体、土地改良区56団体 }

第2. 土地連における課題

本県の農業農村整備事業は、当面この5年間（H23～H27）は大震災からの早期復旧・復興に関する対応を優先的に推進し、併せて国が目指す食料自給率50%達成に向けての施策に対応していくことで、本県の農業・農村が今後とも我が国の主要な食料基地として在り続けられるよう、積極的に業務展開していく必要がある。

1. 財政見通し

本会では、平成15年度からマイナス決算となっていることを踏まえ、厳しい状況を乗り切るため役職員一丸となり、一般経費の削減、特に人件費を重点に縮減に努めてきたところである。

本会の運営に要する費用は、主として

- (1) 賦課金
- (2) 補助指導事業等
- (3) 受託事業

の収入に依存している。県の復旧・復興ロードマップでは平成27年度までの5年間は、復旧・復興期、その後の平成32年度までは発展期となっており、平成27年度までは復興特需が続くが、平成28年度からは、農業農村整備事業予算が減っていくことが予想される。

(1) 賦課金

本会の運営に当てる賦課金として一般賦課金と特別賦課金があるが、土地改良区の合併等により、会員数の減が予想され、賦課金収入も減じていくことが予想される。

(2) 補助指導事業等

本会が国・県等からの補助金などにより実施している指導事業及び補助事業は、水土保持強化対策事業、維持管理適正化事業、農道台帳管理事業等であるが、年々事業の廃止等で減少傾向が続くと予想される。

(3) 受託事業

本会運営の根幹をなすのが受託事業収入であり、この収入は宮城県の農業農村整備事業費と密接に連動している。今後平成27年度までは、復旧・復興予算により、受託事業収入も平成24年度程度と予想される。しかし平成28年度以降については、換地業務等の受託はあるものの、調査計画業務等については先行きを見通すことが難しい。

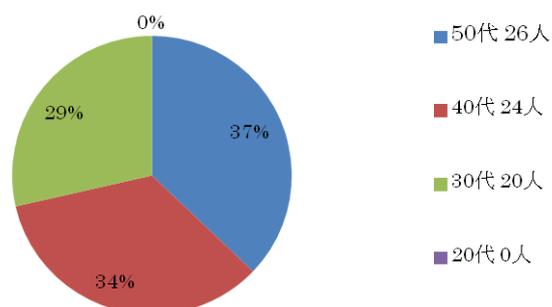
2. 職員の確保

本県の農業農村整備事業は、今後5年間は、大震災に係る農地・農業用施設の復旧・復興に関する対応（復興交付金事業）を最優先に展開される。

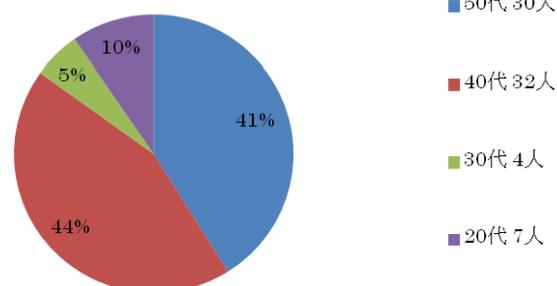
このことから、本会としても関係各方面からの要求を的確に捉えた組織体制の強化を図り、各種業務の指導・援助等に取り組んで行かなければならない。

しかし、現在の正職員は70名であり、今後計画的に新規職員を採用しても今後5年後、又は10年後を単純に見てみると、右図のとおり5年後の平成28年度には20～30代が11人、10年後の平成33年度には同じく20～30代の職員が9名となり、若年層の割合が極端に低く、組織の運営に支障を来す恐れがある。

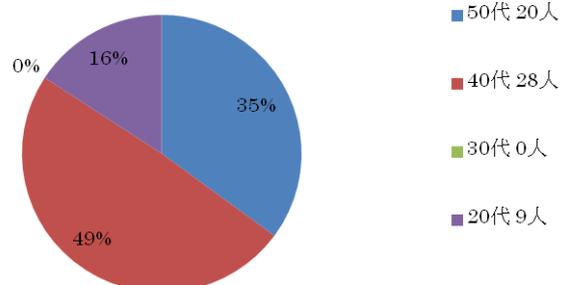
職員年代別表 平成24年度(70人)



平成28年度(73人)



平成33年度(57人)



3. 会 員

現会員は、会員市町村・土地改良区のみとなっているが、世界的な食料需給の逼迫、国内外の食をめぐる事件・事故の発生、多様化する消費者ニーズなど、近年の農業を取り巻く情勢を鑑みれば、農業に関する諸事業を展開している農業協同組合等との連携は、今後早急に検討していかなければならない課題である。

第3. 中・長期的計画 (宮城県土地改良事業団体連合会のあるべき姿)

近年、我が国の食料・農業・農村は、農産物価格の低迷による農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進行、農村の活力低下、あるいは、TPPへの参加問題など、内外の諸情勢がもたらす喫緊の課題に直面している。このように食料・農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、農業農村整備事業は、国の土地改良長期計画に掲げる「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に、

- ・地域全体としての食料生産の体質強化
 - ・震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮
 - ・農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生
- を解決すべき重要課題として、適切に対処していかなければならない。

また、本県の農業農村整備事業においては、大震災に係る農地・農業用施設の復旧復興ロードマップにより、“10年後には震災前以上に農業・農村が振興していると実感できるような社会の実現を目指して”を掲げていることから、県では10年間は震災復旧・復興事業が継続されるものと推察され、復旧・復興関連での設計書作成業務・計画変更審査業務・施工管理業務等が見込まれる。さらに、大震災以降本会に対して各種の相談が増えてきており、会員市町村・土地改良区に対して今後もさらなるコミュニケーションの充実に努め、相互の信頼関係をより強固なものとし、新たなニーズに対応した施策提言を行うなど国・県と連携を図りながらより一層の支援をしていかなければならない。

1. 土地連業務の展開方向

本会は、この大震災を契機として、組織設立の原点に立ち返り、「土地改良法」の目的と原則に沿って本会の使命を再認識し、会員と農業者の共同の利益増進に資するため、会員からの信頼を受ける技術集団として業務を展開していく。

また、近年の農業農村を巡る諸情勢は厳しさを増しており、相呼応するように農業農村整備事業も多種多様化したため、収集した情報を基に事業種の選定についての提案、あるいは事業化に結びつけるような、積極的な姿勢で新たな業務展開を図っていく。

(1) 農業農村整備事業に関する業務計画

近年、食料生産の基礎的要素である農業用排水施設において、耐用年数を超過した施設の老朽化が進行しているが、国や地方公共団体等の財政の逼迫により、当該施設の更新整備が遅延し、安定的な機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。このため、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことによる施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全

管理が必要とされており、これらの管理を実施する際、水土里情報システムを活用することで、補修・更新履歴や機能診断結果等の情報の蓄積も保全管理と同時に推進していかなければならない。加えて、老朽化水利施設の維持・更新をスムーズに行うための財源対策（例えば基金など）も検討していく必要がある。

更に、各土地改良区で保有している発電機・汎用ポンプと言った諸機材のデータベースや、職員の資格保有状況のデータベースを構築し、災害や突発的な事故時に会員間での協力を可能とすることは、経費を抑え、素早い対応が可能となることから、本会として今後取り組まなければならない。

また、農業用水を活用した小水力発電、農地としての再利用が困難な耕作放棄地等を活用した太陽光発電、風力発電など、農村における地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの生産及び利用を図ることは、土地改良区の維持管理費の低減を図ることが可能であることから、国・県との情報交換を密にし、推進協議会の発足も視野に入れた展開が必要である。

これらを踏まえ、今後想定される業務を表にすると以下ようになる。

中・長期継続（現在から継続的に実施されるもの）	
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の災害復旧・復興支援業務（復興交付金） ・災害復旧支援業務 ・国営・県営農業農村整備事業支援業務 ・農業水利施設ストックマネジメント支援業務 ・水利権基礎調査 ・水土里情報システムの充実・活用の推進 ・ため池台帳の維持・更新、ため池等の保全支援業務 ・農道台帳の維持・更新、農道橋の耐震に関する既存データの集積 ・小水力発電等再生可能エネルギー利用推進業務 ・集落排水施設の維持管理支援業務 ・農地・水保全管理活動支援業務 	
中期計画	長期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災・復興交付金事業支援 ・災害復旧支援（災害時対応機材のデータベース化） ・国営・県営土地改良事業計画支援 ・農業水利施設機能診断支援 ・水土里情報システムの情報更新と利用促進（補修・更新履歴や機能診断結果などの情報蓄積） ・ため池の機能診断（耐震診断） ・農業水利施設小水力等発電推進協議会の設置と再生可能エネルギーの賦存量調査 ・土地改良区維持管理計画書の作成・更新 ・農地・水保全管理活動組織に対する研修会の開催 ・プロポーザル方式による各種業務への提案・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の災害復興支援 ・災害復旧支援（随時） ・国営・県営土地改良事業計画支援 ・農業水利施設補修技術指導 ・老朽化水利施設基金の創設 ・他機関情報システムとの整合性の検討 ・老朽化ため池のリハビリテーション技術の検証並びにため池ハートマップ作成の支援 ・小水力発電の技術指導 ・土地改良区維持管理計画書更新制度の導入 ・企画提案に関する能力の蓄積

(2) 会員（土地改良区組織）について

平成2年度に県の「土地改良統合整備基本計画」が定められ、以後5年ごとに計画を見直しながら、土地改良区の統合が積極的に推進され、維持管理経費など経常経費の抑制を図り、運営基盤の強化に成果を上げてきた。

しかしながら、依然として運営基盤の脆弱な土地改良区が存在することから、引き続き第5次計画の継続について検討されているところであり、本会としても現在協議・検討地区については引き続き支援していく。

【土地改良区等の運営基盤の強化】

中・長期継続（現在から継続的に実施されるもの）	
<ul style="list-style-type: none"> ・会員土地改良区・国・県との連携 ・土地改良区運営支援 ・ホームページの向上並びに充実 	
中期計画	長期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の運営支援(複式簿記研修会の実施) ・土地改良区のホームページの開設支援 ・職員の資格保有状況、保有諸機材のデータベース化 ・脆弱化している土地改良区への運営基盤強化等に関する支援 ・農業協同組合(中央会)との連携構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の運営支援(複式簿記の技術的支援等) ・土地改良区のホームページの運営支援 ・職員の資格保有状況、保有諸機材のデータベース維持管理 ・土地改良区の統合推進 ・農業協同組合(中央会)との連携強化

(3) 農業農村整備事業に関する広報活動計画（会員、一般市民への情報発信）

ア 基本方針

震災に於いて農業農村整備事業や農業土木技術者への社会的要請は高く、評価が見直されつつあるが、農業農村整備事業が食料やエネルギー・環境等の安定のための基礎となっていることについて、社会的認識はいまだ十分とは言えない。今後、広報活動は、土地改良区組織の更なる理解・協力のもと一般市民各層の関心を引くような斬新な取組を工夫しつつ、農業農村整備事業の必要性が社会の認識から薄れないよう、一層の重点化、効率化を図り情報発信していく事が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、以下の基本方針のもとに広報活動を展開する。

- ・ 農業農村整備事業の重要性、土地改良区組織の必要性や役割について、一般市民各層への広報の展開
- ・ 土地改良区組織の運営及び事業の推進等に対する啓発、関係者の意識の高揚
- ・ 土地改良区組織関係者の広報に対する資質の向上

イ 活動計画

(ア) 一般市民各層への広報活動の展開

(ア) - 1 ホームページの充実

一般市民各層に農業農村や農地、農業用水などの地域資源の重要性、土地改良区組織の役割について、本会ホームページの充実を図り積極的な情報発信を行う。

(ア) - 2 仙台七夕まつりでの広報活動

農業及び農村の果たす役割や機能を紹介し、理解を深めてもらうことを目的に、県内外から多くの人々が訪れる“仙台七夕まつり”での広報活動を継続する。

(ア) - 3 共通広報ツールの制作・提供

イベント等の場において、土地改良区組織の重要性を効果的に発信する子ども向け広報ツール（タッチパネル）について全国土地改良事業団体連合会と協調し、効果的な活用を図る。

(ア) - 4 土地改良サロン（展示室）の設置

土地改良会館の改修に合わせ、会館1階に一般県民の出入りが可能なサロン（展示室）を設置し、常時農業・農村の情報発信をして行く。

(イ) 土地改良区組織の運営及び事業の推進等に対する啓発、関係者の意識の高揚

(イ) - 1 21世紀土地改良区創造運動

土地改良区組織自体が自らの役割を再認識し、時代とともに、地域とともに歩む土地改良区を創造することで、土地改良区組織のこれまでの役割と新たな役割を地域住民、国民へPRする。

(イ) - 2 農業農村整備優良地区コンクール

全国土地改良事業団体連合会で実施している農業農村整備優良地区コンクールへの積極的な参加を促し、関係者の事業推進への意識の高揚を図る。

(ウ) 土地改良区組織関係者の広報に対する資質の向上

(ウ) - 1 広報担当者へのワークショップ

農業農村整備事業や土地改良区組織を取り巻く現状を踏まえた「農業農村整備事業の広報のあり方」を再認識し、今後の効果的な広報活動の展開に資するため、各土地改良区組織の21創造運動及び広報担当者を対象にワークショップを行う。

中・長期継続（現在から継続的に実施されるもの）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台七夕まつりへの取り組み ・ 21世紀土地改良区創造運動への積極的な参加 ・ 農業農村整備優良地区コンクールへの参加 	
中期計画	長期計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども向け広報ツールの制作・提供 ・ 広報担当者ワークショップの実施 ・ 土地改良サロンの設置及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良サロンを利用した勉強会の実施

（４） 農業農村整備事業に関する調査・研究計画

会員からの要望・意見等を踏まえ、農業農村整備事業に係る様々な課題等について調査・研究を進め、事業の一層の推進と会員の技術力向上に役立てる。

中・長期継続（現在から継続的に実施されるもの）	
【 調査・研究 】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種農業水利施設等の老朽化対策に関する調査 ・ コンクリート構造物の耐久性に関する調査 ・ 土地改良区が果たす防災上の役割に関する調査 ・ 調査・研究について学会、シンポジウム等で発表 	
中期計画	長期計画
【 調査・研究 】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水力発電設備の発電性能比較と経済比較 ・ 太陽光発電パネルの製品別性能比較と経済比較 	【 調査・研究 】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区が解散した場合の影響に関する調査 ・ 施設機械の機能保全コストに関する調査 ・ 賦課金滞納者解決機構（第3者機関） ・ 農業水利施設の有する多面的機能評価額見合いの公的支払額の算定 ・ 鳥獣害対策に資する設備の有効性の検証

また、これら本会を主体とした調査・研究は、本県農業農村整備事業の発展に寄与するよう、会員に対して積極的に情報提供していかねばならない。



2. 組織体制・人材育成

(1) 組織体制

中期計画は、本年度から平成28年度までの5年間とする。この間、震災からの早期復旧・復興に関する対応（復興交付金事業）を最優先に推進しなければならない。

このような現状を鑑みて、中期計画は一般業務や災害業務は現体制を維持し、事務の効率化を図る必要最小限の見直しとする。

“10年後には震災前以上に農業・農村が振興していると実感できるような社会の実現を目指して”と本県の復旧・復興ロードマップに掲げているものの、平成28年度以降は、通常予算ベースでの対応となり、これまで進められてきた予算縮減が予想されることから、本会としても事務の効率化を考慮し、時代に即した組織体制へ移行する必要がある。

◎ 現 行 ～ 中 期

○機動的で効率的な事務処理と組織の活性化

- ・ 部署、班体制の見直し
- ・ 役割分担の明確化・・・会員との連絡を密にする体制作り

現行：3部（9班2センター、2室、1所）1事業所（3班）から

中期：3部（9班2センター、2室、1所）1事業所（3班1室）へ

- ※1 農村整備部 農地・水保全推進室 → 総務企画部へ
農地・水保全推進室への事務処理の応援体制を図る

- ※2 古川事業所 気仙沼・南三陸農地復興推進室の新設
気仙沼地区、南三陸地区の事業実施に向けた本格的な体制を作る

◎ 中 期 ～ 長 期

○時代に即した組織体制への移行

(2) 職員の適正管理と役員について

ア 職員の採用計画

大震災の復旧・復興に関する業務が存在する中で、災害査定設計書作成等膨大な業務を処理し、今後復興と同時に実施される復興交付金事業（ほ場整備）等に対応するため、技術系職員並びに換地技術者が必要となっている。

このような状況の中で、職員を安定的に確保するためには、組織存続のためにも計画的且つ継続的な人員確保が必要である。本会としては、中期的には復旧・復興に対応するための人員の確保が必要であり、職員採用については、新規学卒のほか経験者も含めた中途での採用も取り入れ、会員市町村・土地改良区等からの要請を適切に処理できる組織体制の構築が必須である。

イ 職員の処遇に関すること

本会は営利を目的としない公益法人と位置付けられているものの、その事業運営体系は国・県からの受託をはじめ会員である市町村・土地改良区からの受託事業で成り立っている。

本会の職員給与体系は、基本的には県に準じているとしてきたが、全て準じてきたわけではなく、本会の受託状況によりその都度変化してきた経緯がある。

今回、大震災による災害査定等に対応するため全職員一丸となって協力しあい、不眠不休の対応により災害査定を完了させ、国・県をはじめ会員市町村・土地改良区から非常に高い評価を頂いた。これからも復旧・復興が続く中で職員の士気を高め、対応していくことが必要であり、職員からの要望もあり、現在の削減等の処遇を以下のとおり改善する。

- ・ 定年前早期退職制度の実施 ⇒ 【見直し】
- ・ 職員人件費の削減 ⇒ 【一部緩和】
- ・ 各種事務経費の削減 ⇒ 【継続】
- ・ 資格手当の支給 ⇒ 【検討】

一方、高年齢者の雇用（60歳から65歳へ）が社会的義務化となることを踏まえ、職員が安心して業務に専念出来る体制整備も必要となる。

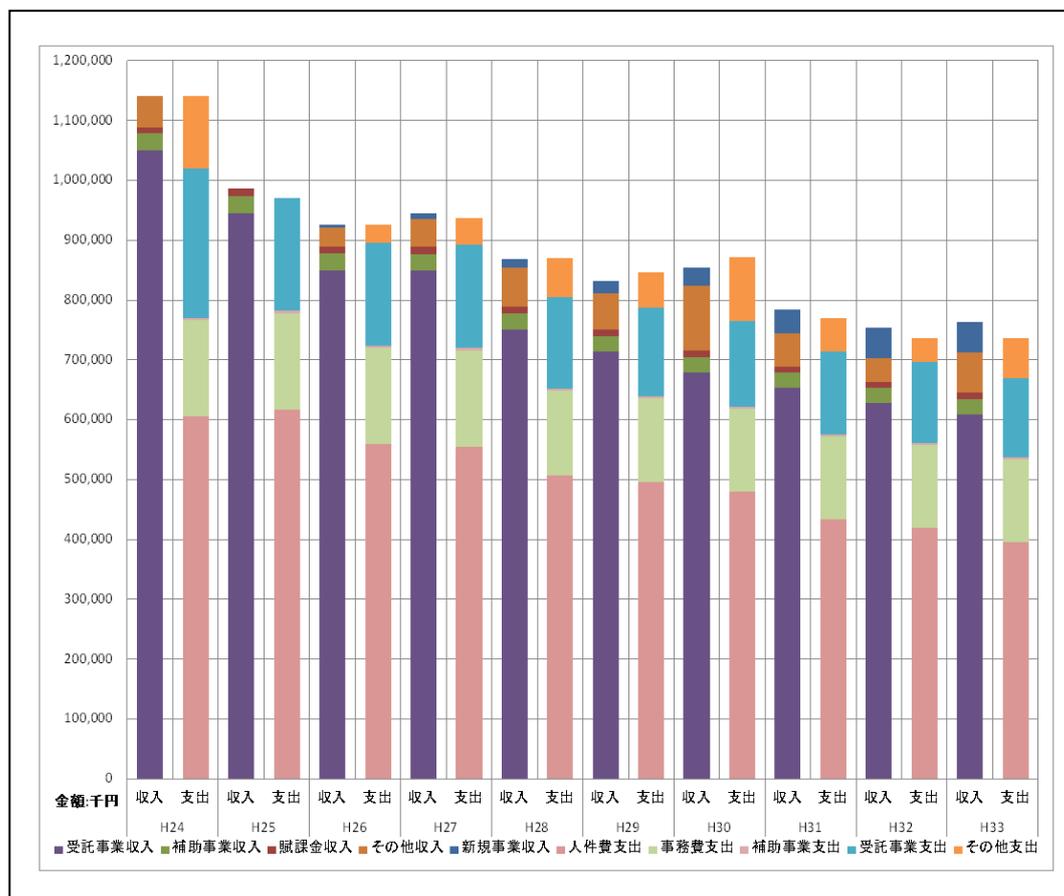
ウ 役員について

役員については、現在理事12名（学識経験者2名、会員を代表する理事10名）と監事3名の計15名で構成している。

今後の課題としては、理事に女性登用の検討や監事に公認会計士又は税理士の登用を検討するものとし、これからの厳しい財政を考慮した役員数全体の検討も必要となってくる。

(3) 財政見通し

これまでの受託実績や、運営見通し等に基づき、本会の当面の収支見通しを整理すると次のようになる。



上の表のように、平成28年度以降は収入より支出が上回り、単年度で赤字になることが予想される。

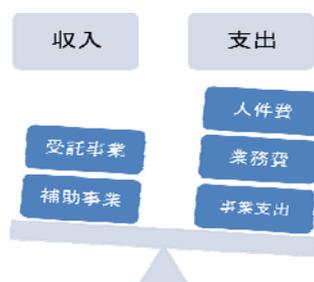
収入と支出の対策として下記の検討が必要となってくる。

- ・新規事業の開拓

本会運営を支えていくためには、長期計画で示されている部門による新規の事業を取り込んでいくことが重要となってくる。このため、会員からの要望要請を踏まえて、国・県に施策提案を行っていく。

- ・人件費の抑制

支出のほとんどを占めているのが、人件費である。今後、組織運営の安定的な体制確保を図りながら、人件費を抑制する対策が必要となる。



(4) 業務運営のための人材育成

ア 人材育成の計画

職員は階層別の役割が異なることから、職階別に求められる意識（やりがい・やる気、達成感、役割認識など）と能力（コミュニケーション・リーダーシップ・マネジメントなど）について、外部研修（(例) 宮城県公務研修所研修、日本能率協会マネジメントセンター社員研修など）を選択的に利用し、人材を育成する。

イ 人材育成の個別検討項目

(ア) 新規採用者に対する育成支援（メンター制）

新規採用から3ヶ年程度は、相談のできる年齢の近い部門毎の複数の先輩（メンター）と一緒に業務を行うことで育成支援を行う制度を導入する。

現在、本会においては、メンターとなる若年者がいないため新規採用後制度を検討するものとするが、その間は、OJTを中心に外部研修（(例) 農研機構農村工学研究所農村工学基礎技術研修（対象者 大卒1年高卒2年程度経過後）など）を利用し、早い段階から資格取得を奨励するなど、育成支援を行う。

(イ) 若手職員の異動モデルの構築（ジョブ・ローテーション）

職員の適性の把握のため、3ヶ年～数年のサイクルで各部門の業務を経験させることにより、組織・仕事の全体像を把握し広い視点から業務に従事させる。今後の採用職員に対してはプログラム化が必要と思われる。（(例) 技術職員の場合に、事業計画～実施設計～施工管理の業務をローテーションで行うなど）

(ウ) 管理者候補者層の育成

管理者となるべき職員に対しては、特に業務管理マネジメント能力の強化が必要であることから、業務管理マネジメント研修を計画的に組み込む。

(エ) 専門技術者（スペシャリスト職員）の育成

専門知識・経験等の継承のため、専門技術者の育成を行う。特に災害業務等の継続的な業務展開のほか新たな業務への対応のため、災害復旧専門技術者、施設機能診断技術者を育成する。

(オ) 更なる活性化への方法

大震災を経て、仕事や生活に対する意識の変化も考えられ、職場の活力形成のため、従業員意識調査にもとづく職場改善、能力開発する外部研修（(例) 株式会社日本マネジメント協会 ESI（従業員満足度指数）調査・EMP（職場活力形成プラン）診断・指導等）を検討する。

ウ 階層別研修計画

職名	人数	従事年数	階層	階層別研修項目	研修と対象階層		
部長 所長 指導監	5	3 1 ～ 3 8	管理者層	各階層で発揮する能力を身に付けるため、下の階層時に研修する。	階層別研修 (管理者層)		
次長 (総括) (担当)	9	2 3 ～ 3 3		施策立案・決定能力			
班長 専門主幹	9	2 1 ～ 3 1					
副班長	7	1 8 ～ 2 3	監督者層	マネジメント能力	階層別研修 (監督者層)	管理者候補者の育成	
主幹 技術主幹	6			OJT能力			
主任主査 技術主任主査	12	1 4 ～ 2 2	一般職員層	業務遂行・専門知識習得能力	階層別研修 (一般職員層)	ジョブ・ローテーション メンター制度	
主査 技術主査	22	7 ～ 1 9		説明・説得能力			リーダーシップ能力
主事 技師	0			コミュニケーション			
計	70					専門技術者(スペシャリスト)育成	

※人数は H24 年度

(5) 各事業推進のための技術研修

ア 本会職員を対象とした各事業の研修会等

対象従事業務	内 容	主 催
事務系職員	各種講習会、セミナー	全国公益法人協会
換 地	換地関係異議紛争処理対策検討会 換地関係訴訟検討会	全国土地改良事業団体連合会
施設管理	実践技術研修『施設機械コース』 実践技術研修『ストックマネジメントコース』 地方研修会（仙台）電気工事（基礎、一般） 短期実務講習会（ストックマネジメント、河川協議、その他）	東北農政局
	農村工学専門技術研修『施設保全管理』	農研機構農村工学研究所
	土地改良施設機械研修『機械設備』	農村振興局
	農村工学専門技術研修『河川協議と利水』	農研機構農村工学研究所
再生可能エネルギー	小水力発電事業中央研修会 小水力発電事業現地研修会	全国水土里ネット等
	農業集落排水（ストックマネジメント）研修会 農業集落排水新技術普及ブロック研修会 農業集落排水施設維持管理技術研修会 （運転方法・水質評価等実習コース） 農業集落排水施設維持管理技術研修 （3ヶ月実習コース） 農業集落排水計画設計士技術講習会〔新規・更新時講習〕	(社)地域環境資源センター
災害復旧事業	災害復旧事業研修会	宮城県
	災害復旧技術向上のための研修 〔農村災害復旧専門技術者講習；必須〕	全国水土里ネット
発注者支援	農業土木技術研修会（品質確保） 〔支援機関登録技術者要件；必須〕	(社)土地改良測量設計技術協会

イ 会員市町村・土地改良区職員を対象とした研修

農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、会員市町村・土地改良区が、地域の振興・発展への貢献を果たしていくためには、地域の要望や課題に適応した実践的な技術力を有する人材の育成・確保を図る必要がある。そのような観点から、本会としては、会員市町村・土地改良区職員に対して、研修をおこない事務的・技術的な指導・援助及び、調査研究、教育・情報の積極的な提供に取り組むものとする。

対象従事業務	内 容	主 催
事 務	複式簿記等各種研修	本会
換 地	換地計画実務研修会	本会(水土総合強化対策事業)
技 術	農業土木研修 災害研修 水利ストックマネジメント研修	本会(水土総合強化対策事業)

(6) 資格取得計画

農業農村整備事業に携わる土地連職員は、法令的な定めや受託条件により資格保有が義務づけられるので、資格取得を次のように計画する。

ア 業務に必要な資格

(ア) 設計及び施工管理に関する資格

- ・技術業務従事者は、中期計画期間は各種資格取得を励行する。さらに長期計画期間に設計業務に必要な技術士補、農業土木技術管理士またはR C C M及び施工管理業務に必要な1級土木施工管理技士の取得を励行する。
- ・技術士補取得済みの者は長期計画期間に技術士取得を励行する。

(イ) 換地に関する資格

- ・換地業務従事者は中期計画期間に換地士の取得を励行する。

(ウ) 衛生管理に関する資格

- ・第二種衛生管理者の取得を励行する。

(エ) 新たな資格等

- ・施設診断業務従事者は中長期計画期間に農業水利施設機能総合診断士、(一般社団法人農業土木事業協会)及びコンクリート診断士(公益社団法人日本コンクリート工学会)の取得を励行する。
- ・また、再生可能エネルギーに関する業務対応のため第3種電気主任技術者を、災害業務対応のため農村災害復旧専門技術者を、さらに地理情報システムに関する業務対応のため農業農村地理情報システム技士資格の取得を励行する。

イ その他

(ア) 資格受験者への学習支援

- ・取得計画に対応して、試験内容について過去問題等の講習会を開催するなど学習支援が必要である。

(イ) 資格取得及び更新費用について

- ・資格取得のための受検費用等の費用負担については、平成14年1月21日から施行の「宮城県土地改良事業団体連合会各種資格取得に関する費用負担調書」に基づいて会が助成を行っており、今後も内容を見直しつつ継続する。

(ウ) 資格取得者の評価について

- ・上記支援に加え評価の仕組み、例えば資格取得者への諸手当支給などを検討する。

(エ) 資格取得者のデータベース構築

- ・この度の大震災のような広域的災害などに際し、必要な人材、人数を確保するなど、土地改良区を含めた職員の協力体制による対応を可能とするため、本会職員及び土地改良区職員の資格取得者データベースを構築する。

第4. 進行管理

この中・長期計画を着実に実施していくために実施項目を具体的にした「実施プログラム進行管理表」を作成し、毎年度達成状況を確認しつつ5年ごとに計画の見直しを図る。

また、必要に応じて関係者への報告を行うこととする。



※ 参考 【中・長期計画工程図】

計 画	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
中・長期継続 (H24～H33)	H24 から継続的に実施される事業									
中期計画 (H24～H28)	今後5年間に集中して実施されるべき事業									
長期計画 (H29～H33)						新たな計画による事業の推進				

※ 参考

- ・宮城県震災復興計画（平成23年10月策定）
- ・第2期みやぎ農業農村整備基本計画（平成23年3月策定）
- ・東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧復興のロードマップ（平成24年1月策定）
- ・土地改良長期計画（平成24年3月閣議決定）



みどり
水土里ネット